

後期高齢者医療 制度の主なポイント

- ●被保険者一人ひとりが、 負担能力に応じて公平に 保険料を支払うことにな ります。
- ❷被保険者証が一人に1枚 ずつ交付され、医療機関 で診療を受けるときは、 この被保険者証のみを提 示することになります。
- ❸医療機関の窓口での自己 負担割合は、現行の老人 保健制度と同じく1割(現 役並み所得者は3割)です。
- ◆医療保険と介護保険の サービスを両方利用し て自己負担が著しく重 くなる方々の負担を軽 減します。

険者は、 障害があると認定された方も この制 象となります) 65 度の運営は北海 歳以上乃歳未満で一定の 度の対象となる被保 75歳以上の方です。 道 6後期高

対

険料の などの窓口業 行います。 徴収や各種申請、 務は各市町 村が 届出

平成

20年4月から、

現行の 後期

人保健制度にかわり、

一齢者医療制度が始まります。

保険料の仕組みは 者が医療機関の窓口で支払 部負担金を除くと、 療給付等に必要な財源は 7

医

者医療広域連合が行い、 4 保 月から始まりま 険 ゃ

ਰ ਰ

5 金 (約4 所得に応じて負担する「 しく負担する「 算定され、 額 割(道 |者の保険料 (1割) 保険料は、 (以下「 に区分されます。 市町村からの公費 現役世代からの支援 割 被保険者全員が等 均等割額」)」と、 で構成されます。 被保険者ごとに 被保険者均等 **(約**

平成 20 21年度の保険料率をお知らせします

保険料率は

年間、 と所 保険料率は、制度施行時から6 給付費が著しく低い市町村 が、一人当たりの平均老人医療 率」で計算されます。【表1】 基本的には、道内で均一です 個 得割率からなる「 一人の保険料は、 暫定的に軽減されます。 均等割額 保険料

表 1

保険料額の求め方

表 2

均等割額の軽減に ついて

均等割額 43,143円

所得割額(総所得金額等一基礎控除額33万円)×所得割率9.63%

保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。 なお、年間の所得が5,074,102円以上の方の保険料は、50万円です。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額 (軽減割合)	均等割額
33万円	30,201円(7割軽減)	12,942円
33万円 +(24万5,000円×世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く。))	21,572円(5割軽減)	21,571円
33万円 +(35万円×世帯に属する被保険者数)	8,629円(2割軽減)	34,514円

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15 万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。